

広島県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年六月三十日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	江田島市江田島町小用二丁目七九四八番五地先から江田島市江田島町小用三丁目八六三七番五地先まで	令和四年六月一六日